

令和4年度 第1回帯広市緑化審議会 議事録（概要）

- 1 日 時** 令和4年5月31日（火）09：55～11：03
- 2 場 所** 帯広市役所 庁舎10階 第6会議室
- 3 出席委員** 橋本委員長、折出委員、佐藤委員、清水委員、中田委員、西岡委員、原田委員、
廣瀬委員、藤平委員、細川委員、松田委員、三日市委員、渡邊委員
13名
(欠席：天内委員、勝見委員 2名)
- 4 事務局** 和田部長、小野参事、榎本室長、久保室長、樂山みどりの課長、中村道路維持課長、
黒野みどりの課長補佐、嵯峨みどりと花の係長、丹羽主任、小泉主任、鈴木主任、
高橋主任補、曾根係員

5 議 事

(1) 報告事項

- ・帯広市の緑化に関する取組みについて
- ・慶事記念樹贈呈事業等の見直し状況について

(2) その他

6 議事概要

(1) 報告事項

- ・帯広市の緑化に関する取組みについて

(事務局から内容説明)

委 員： 公園緑地の整備の中に帯広の森の整備費の2,000万、6,900万は入っているのか。

事務局： 帯広の森の整備費に工事費も含まれている。

委 員： 中島緑地も整備は進んでいるのか。最終的に中島緑地はどのようなものになるのか。

事務局： 多目的運動広場という区域を整備している。中島緑地は、その周辺の処理施設などの二酸化炭素の吸収を行う緑地整備という位置づけで整備している。

委 員： 施設はどのようなものなのか。

事務局： 全体で約27.4haほど中島緑地はあり、4つにゾーン分かれている。今年度で一つの区域は終わり、そこは既に多目的広場として、芝生広場として、供用を一部開始しており、そこ

ではサッカーやラグビーなどが出来る。

残りの3つについては、基本樹木を植え、二酸化炭素の吸収という意味での整備を考えており、用地取得と緑地としての整備が主な内容となる。

委員： 用地取得をするということは、今の状態は更地なのか。

事務局： 中島緑地自体が十勝川の北側になる。音更の国見山の手前にあり、元々が農地になるので起伏はない。平らなところに木を植えていく形になる。

委員： 帯広の森の整備内容と同じように更地に木を植えていくという形で、市民運動か何かで植樹をするなどそういうことは考えているのか。

事務局： 木の本数は、帯広の森のような広い範囲を想定していないので、そこまでのことは考えていない。

委員： 業者に依頼して植樹するのか。帯広市の緑化は、市民と関わりをもって色々やろうという考えがある中で、業者に依頼するより、少し手間はかかるかもしれないが市民運動として市民が自らやっていく、くりりんセンターの代替施設を作るという話もあるのであれば尚更、市民の手で木を植えるのも考えの一つだと思うので、検討できるなら検討してほしい。

事務局： 帯広の森と違い、中島緑地は面として木を植えていくわけではないので、今の時点では市民参加の植樹は考えていなかったが、市民とともに緑を作っていくことは緑の基本計画の中の理念にあるので、この後用地の買収を進めていくことが先になるが、そういった中で市民を巻き込んで機運が高まった際には話をしていきたいと思う。

委員長： 築山の整備は、どのようになるのか。

事務局： 帯広の「もりの山」は、平成28年に完成している。その周辺を散策できるように園路整備を進めており、令和3年度にその周辺の園路整備は完了している。

残す今年度は、ベンチのような休憩施設を整備し、更に「もりの山」の一体として散策で利用してもらい、休憩などもできる親しみのある施設にしていきたいと考えている。

委員長： 参加団体の減少等の解決をしなければいけない、そして事業見直しの検討ということだが、具体的にどういう検討がされているのか。

事務局： フラワー通り整備事業に参加している団体に今後どのような整備を希望するか調査を行っており、現在その分析を行っている。その結果によって、企業や団体との協力を行っていくのか検討していきたいと考えている。

・慶事記念樹贈呈事業等の見直し状況について

(事務局から内容説明)

委員： 緑化に関し、3年ないし5年の経過措置を設けることを検討していないのか。

事務局： 厳しい経済情勢の中で建築コストが増加しており、業者側で建物なり駐車場などをしっかりやらなければいけないといった時に、緑化はどちらかというと最後の方になり、同じタイミングで費用を充てることができないといったことで受け止めさせていただいた。

緑化のタイミングをずらすこと等もこの先考えていかなければいけないことの一つと思っている。今回の改正をもって緑化協議制度の改正を今後一切しないというわけではなく、今の意見を踏まえて様々な視点でより持続ができる皆様が取り組みやすい、尚且つ、みどりも残ってそれを見る方も恩恵を受けられる制度にしていきたいと思う。

委員： 協議の流れ及び提出書類について、みどりの課が協議内容の実施状況を現地で確認することがあるとしているが、1、2年で枯損木が相当出るなどの問題に対してどうするのか。計画だけでいいのであれば、今の緑化基準の半分にし、その代わりきちんと管理することでもいいかと思う。現状の協議者への確認及び指導を行うということでは少し弱いと思う。

一部の地域だけに木を植えるのではなく、帯広市全体がそういう雰囲気、考えにならないといけないし、本当に実効性のある緑化というものを考えていかないといけない。10年でも20年でもそのまま残せる緑化であれば、それらも踏まえて検討していくしかないと思う。緑化施設の確認ではなく、もう少し実行力、帯広市としての意思をどういう形で入るのかを検討してほしい。

事務局： 緑化状況の確認については、我々としてもどれくらいの長さできちんと管理いただいているかというところを確認することは課題の一つと考えている。

現状の運用では、緑化協議の実施要領の中でも建築完了後、緑化の施設を良好に維持管理するということを明記しており、協議書の中で緑化施設の管理者を記載して帯広市と協議者様双方で確認するというところを実施している。

実際に協議事例の中でも、特にプランターなど仮設緑化というものを多く含む事例や建物の裏に植栽が多い事例については、我々も現地に行き状況を確認したり、協議者に話を確認したりすることは去年も数件行っており、継続に向けてというところでは難しい面はある。

まずは、今回の見直しをしっかりと運用しながら、また課題点なども把握しながら緑化を継続していただけるような取組みを検討していきたいと考えている。

委員： 緑化協議の対象者について、(2)の1,000㎡以上の敷地に、建築基準法第6条第1項第1

号から第3号までに規定する建築物を建築しようとする事業者等と書かれているが、建築基準法第4号があり、そのことが宙に浮いているような書き方なのかなと思う。それは下にある②戸建て住宅の場合としか書いていない。第4号は事務所や木造の長屋建て等も入るし、例えば199㎡ぐらいの共同住宅などそういう物件も入る。そうすると、ここの(2)の戸建て住宅の場合という書き方は実務者としては間違いの元になると思う。そのあたりも第4号など書き方を変えて(戸建て住宅など)という書き方に変えてもらったほうが実務者としても分かりやすいと思う。

事務局： 法令の細かい点になるが、建築基準法第6条第1項第1号から第4号までのうち、第1号から第3号が対象となり、第4号物件については、協議の対象外としている。そして、第1号から第3号であればまる場合でも以下の場合協議不要としている通り増改築2割未満、戸建て住宅については協議不要というように整理している。

これからもより皆様にとってわかりやすい制度作りのためにも、手引書の更新というものは随時やっていきたいと思う。いただいた意見を参考に、今後どういったようなものが伝わりやすいのか、引き続き検討していきたい。

委員： フラワー通り整備事業の対象路線の見直しについて、それに新たに介護施設が加わったということだが、それ以外の対象路線にはどういったものが含まれるのか。個人の申し出があれば対象路線に含めてもらえるのか、それとも対象路線は決まった路線しかないのか。

事務局： フラワー通り整備事業については、あらかじめ路線を定めて花壇の整備をしているところで、花壇コンクール事業については対象となる場所は決まっているが、市内の対象となる場所であれば基本的に参加できる事業となっており、新たに花を植栽したいなど植樹柵で整備をしたいという方がいれば、花壇コンクールやフラワー通り整備事業どちらに参加できるのかを市で考えて誘導していきたいと思う。

フラワー通り整備事業も花壇コンクール事業も、参加対象は町内会やサークルなど団体となっており、個人で参加できないのは現状そういった事業内容となっているので、意見は今後の参考としたい。

(2) その他

委員： 市長の公約中、森と公園に暮らすまちの中で、次なる50年の帯広の森づくりへ市民の日常生活に根差した利活用のあり方を描き、市民協働の取組みを推進すると書かれており、今の段階でこの公約に対してこういう形になると描けるものがあれば聞きたい。

事務局： お答えすることが難しい。公約は政治家たる米沢則寿市長としての公約となり、選挙前の候補者の立場から YouTube とか、色々な会合で情報発信されているが、当選後はまだ出されていない。この後 6 月 6 日に補正予算の記者会見がある。その後、定例会が始まり、そういった中で直接市長自身から発信されるだろうと思う。

普段市長とは意見交換をさせていただいており、その辺のことを紹介したい。市長自身はヨーロッパにも何年か住んでいたことがあり、実は公園や森には自分なりの愛着とか、こうありたいというのは持っているようで、帯広の森は人の手で作って 50 年近くたっているが、ヨーロッパの方では市民が森をもっと親しく生活の一部のように感じて使われている、そういったところが非常に良いよねという話をされていた。具体的には、ピクニックというのか、バスケットを持ってその中に毛布が入っていたり、パンが入っていたり、お菓子が入っていたり、ワインが入っていたり、そういった物を持って向こうの方は、森とか公園に出かけているそうだ。一日中そういった森、自然豊かな空間で楽しむという姿を市長自身見てきたといったことがあり、そういったことも出来ないのかなという思いでこの公約を立てたのではないかと、意見交換する中で私どもは受け取っている。

委員： 施設優先ではなく、自発的に市民が利用したいと思える森にしていかなければならないと思う。ただ 50 周年をやるのではなく、市民全体に理解いただけるような内容で企画し、予算を要求することで、帯広の森を市民に対して PR できる、また認識してもらえるような形で 50 周年を迎えられると思う。